

市有地売却随意契約要領

随意契約に付する土地の表示および売却価格	【土地の表示】 鯖江市舟津町2丁目226番 【売却価格】 3,164,184円
売却期間	令和3年10月13日(水)より
購入の方法	所定の「土地購入申込書」を提出すること。
申込証拠金	土地購入申込書提出時に10万円を現金で納付すること。(契約締結時に返還する。)
購入申込先	鯖江市役所政策経営部施設管理課
購入申込資格者	法人または20歳以上の個人 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する「暴力団」及び「警察当局から排除要請がある者」以外の者。
申込受付日時	上記売却期間の午前9時～午後5時(土曜、日曜および祝日は除く。)
契約保証金	契約金額の10%相当額を契約締結時に納付すること。
契約条件等	【契約】 売買契約は、購入申込時から2週間以内に行うものとする。契約保証金は売買代金に充当し、残金は契約締結時から1月以内に完納する。土地売買契約書に貼付する収入印紙は購入者の負担とする。 【登記】 売買代金完納後、市において所有権移転登録を行う。登記手続きに必要な登録免許税等の経費は購入者の負担とする。
その他	鯖江市財務規則を準用

●問合せ先 鯖江市政策経営部施設管理課財産管理グループ 53-2221